

岩手県告示第967号

景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定に基づき、景観整備機構を次のとおり指定した。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人緑の相談室	盛岡市内丸4番15号	盛岡市内丸4番15号	平成21年12月22日